

「子ども・子育て支援新制度に関する各条例骨子（案）」に対する 意見募集の結果について

早ければ平成 27 年度に本格施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」への準備の一つとして、教育・保育施設及び事業の認可や運営に関する基準等について、4 件の条例等の骨子（案）を作成するとともに、意見募集を実施しました。この度、募集結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、下記のとおり報告します。

1 意見の募集期間

平成 26 年 6 月 2 日（月）から平成 26 年 6 月 20 日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 意見の募集結果

受付件数 260 件

提出方法別 郵送 0 件、ファクシミリ 76 件、電子メール 17 件、持参 167 件

4 意見の分類及び件数

意見総数 466 件

- | | |
|---|----------|
| (1) 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案） | ・・・233 件 |
| (2) 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案） | ・・・157 件 |
| (3) 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子（案） | ・・・31 件 |
| (4) 奈良市支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準骨子（案） | ・・・45 件 |

5 意見の内容と本市の考え方

(1) 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項目		意見の概要	件数	本市の考え方
学級の編制及び職員に関する基準	学級の編制	<ul style="list-style-type: none"> ・1学級の園児数は30人以下を原則とすべきではないか。 ・学級の園児数を3歳児25人以下、4・5歳児は30人以下とすべきである。 ・1クラス20人位にすべきである。 	55件	<p>条例は、公立のみならず、民間設置者も包括することとなるため、本市としましては、国の基準である35人以下を原則とした上で、実際の運用の中で、それぞれが水準の向上に向けて取り組むよう、努力してまいります。</p>
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・今の基準を下回らない人員を配置してほしい。 ・職員配置を0歳児3人につき1人、1・2歳児は5人につき1人、3歳児15人につき1人、4・5歳児は20人又は25人につき1人とすべきである。 ・こども園には調理員を各施設に必置とすべきである。 	56件	<p>幼保連携型認定こども園における教育及び保育に直接従事する職員の数等職員に関する内容について、現状の保育所の基準を下回らないようにすることが適当と考えます。なお、教育・保育の質の確保、職員配置の水準の向上については、国の動向にあわせて改善を図ってまいります。</p>
設備に関する基準	園舎及び園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎は、2階建て以下と規定すべきである。 ・保育室等の設置は2階以下とすべきである。 ・新設の場合の園舎は2階建て以下とすべきである。 	83件	<p>幼保連携型認定こども園の園舎の階数や保育室等の設置階については、現行の保育所の基準を基本とするも、原則、園舎は2階建て以下とし、必ず耐火建築物を義務づける等保育所の基準より厳しいものとしています。したがって、3階以上の設置については、その特段の事情について厳正に確認し、判断することとなります。また安全確保の重要性に鑑み、施設の認可に際しては事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、指導する等慎重に審査を行います。</p>
運営に関する基準	食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市独自で「食育」の観点から食材の地産地消を推奨している点は高く評価できる。 	1件	<p>食育という観点で園児の地域理解（自然、食文化、産業等の理解等）を深め、新鮮な食材を用いた給食の提供により、食を通じた健全育成を図るため、地元産の農産物等の使用を推進してまいります。</p>

	<p>食事の提供の特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理方式による給食を提供し、調理室の設置を義務付けるべきである。 ・食事の提供は自園調理方式により実施すべきである ・外部搬入の規定は削除すべきである。 	37件	<p>幼保連携型認定こども園における食事提供についても、基本的に保育所と同様、保育を必要とする子どもに該当する園児に対しては自園調理による提供を原則とすることとし、併せて、調理室や調理員も置くことを原則としています。ただ、幼保連携型認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、施設の判断で設定できるため、満3歳以上の子どもに対する給食について、外部搬入を認めます。この場合においても、加熱、保存等の調理設備があることやアレルギー対応や衛生面への配慮等一定の要件が満たされているといった体制整備について認可申請時に確認し対応します。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の目標や指針の設定をしっかりとすべきである。 	1件	<p>国から幼保連携型認定こども園教育・保育要領が示され、本市においても0歳児から5歳児までの子どもの人格的、社会的な育ちを保障し、小学校教育への円滑な接続も考えた市立こども園カリキュラムを策定中であります。</p>	

(2) 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項 目	意見の概要	件数	本市の考え方
第1章 総則	家庭的保育事業者等の一般原則 ・一般原則の必要な設備・構造設備の規定に関して、「設けなければならない」はあいまいであり、国の基準に準ずることなく、独自に具体的に内容を決めて基準を作って欲しい。	1件	法令、国の通知等を踏まえて、指導してまいります。そのうえで、今後、本市として必要と判断する事項については、独自基準等の作成を検討してまいります。
	保育所等との連携 ・保育所との連携も、例外を認めず、奈良市独自に努力義務や目標でなく必須の基準として欲しい。	1件	本市におきましては、山間部等の連携施設（認定こども園、幼稚園または保育所）がない地域も今後想定されるため、例外措置として連携施設の確保はこの限りでないとしてさせていただいております。市街地などにおきましては、原則遵守と考えております。
	家庭的保育事業所等と非常災害 ・避難や消火の基準も努力目標のようにあいまいにせず、必須とすべきである。	1件	法令、国の通知等を踏まえて、指導してまいります。
	食事の提供の特例 ・家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）においても自園給食とし調理員を配置して欲しい。	4件	家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）については、食育推進やアレルギー対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしております。ただし、特例の条件としまして、食事提供の責任を家庭的保育事業者等にあることを明確にしたうえで、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約が確保されていること等、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能とし、その際には調理員の配置は不要としています。自園調理を行わない場合であっても、食育の推進やアレルギー児の対応の確保については、認可申請時等に体制

				整備等を確認し、慎重に対応することとし、適時指導に努めたいと考えています。
第2章 家庭的保育事業	設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1階設置とし、2階建て以下の建物にして欲しい。 	17件	事業を行う上では、児童の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、本市職員が必ず現場に赴き、慎重に審査を行い、適時指導に努めたいと考えております。本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業の保育従事者は、保育士のみにして欲しい。 ・家庭的保育事業職員の複数配置賛成。 	21件	家庭的保育者は、保育の質の確保のため、本市におきましては、国を上回る基準として保育士のみとしておりますが、家庭的保育補助者につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況に鑑み、市等が実施する研修（研修内容等については、国で定められる予定）を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。
第3章 小規模保育事業	小規模保育事業の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・A型のみにして欲しい。 ・C型をなくして欲しい。 	35件	B・C型につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況に鑑み、家庭的保育事業等については、市等が実施する研修（研修内容等については、国で定められる予定）を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。
	設備の基準(A型)	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建て以下の建物にして欲しい。 ・保育室設置は、2階以下にして欲しい。 ・保育室階数の見直しをして欲しい。 ・調理室設置 	18件	事業を行う上では、児童の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、本市職員が必ず現場に赴き、慎重に審査を行い、適

				<p>時指導に努めたいと考えております。3階以上の設備基準につきましては、認可保育所と同じ基準となっており、本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。</p> <p>小規模保育事業におきましては、調理設備の設置が求められており、定員が19名と小規模であるので、自園調理は、その設備で補えるものと考えております。</p>
職員(A型)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士配置基準の見直し。 ・「おおむね」という文言削除。 ・調理業務委託は削除して、自園調理方式の給食とし調理員は2人以上置くべきである。 	26件	<p>保育士配置基準につきましては、現在の社会情勢に基づく保育の需要・供給の状況、本市の財政状況、保育士確保の問題等諸般の事情を考慮した場合、現在の国基準を最低限守るべき基準としつつ、それを上回る努力を積み重ねてまいります。</p> <p>また、途中入所児童の対応や職員の欠勤等により、やむを得ず基準を一時的に満たせないことも想定されるため、「おおむね」とさせていただきます。</p> <p>調理員の配置につきましては、上記食事の提供の特例における市の考え方をご参照下さい。</p>	
職員(B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者は、保育士のみにして欲しい。 	8件	<p>B型の職員につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況に鑑み、家庭的保育事業等については、市等が実施する研修(研修内容等については、国で定められる予定)を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。</p>	
設備の基準(C型)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室設置は、2階以下にして欲しい。 	7件	<p>事業を行う上では、児童の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、本市職員が</p>	

				必ず現場に赴き、慎重に審査を行い、適時指導に努めたいと考えております。3階以上の設備基準につきましては、認可保育所と同じ基準となっており、本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。
	職員(C型)	・保育従事者は、保育士のみにして欲しい。	9件	家庭的保育者は、保育の質の確保のため、本市におきましては、国を上回る基準として保育士のみとしておりますが、家庭的保育補助者につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況に鑑み、家庭的保育事業等については、市等が実施する研修(研修内容等については、国で定められる予定)を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。
第5章 事業所内保育 事業	設備の 基準(利 用定員 が20人 以上)	・2階建て以下の建物にして欲しい。	7件	事業を行う上では、児童の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、事前に、災害時の避難体制や乳幼児の安全対策が十分か確認し、本市職員が必ず現場に赴き、慎重に審査を行い、適時指導に努めたいと考えております。3階以上の設備基準につきましては、認可保育所と同じ基準となっており、本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。
その他		・防災に関して地域・関連機関との連携、非常用物資の備蓄など独自基準を設けて欲しい。 ・給与基準を上げ保育の質を高めて下さい。	2件	法令、国の通知等を踏まえて、指導してまいります。そのうえで、今後、本市として必要と判断する事項については、独自基準等の作成を検討してまいります。

(3) 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項 目	意見の概要	件数	本市の考え方
第1章 特定教育・保育施設 の運営 に関する基準	<p>内容及び手続きの説明及び同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所入所については、保護者と保育所の関係ではなく、市の保育実施責任を明記すること。入所選考についても、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき市が行うことを明記すること。 	6件	<p>児童福祉法第24条において規定されている市の保育の実施義務については、子ども・子育て支援新制度においても引き続き定められております。</p>
	<p>利用者負担額等の受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所の保育料は市が徴収する旨を明記すること。 ・教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について上乗せ徴収を可能とする規定については、特に必要がある対価の内容が不明確であり、各種のオプション料金としてのものならば低所得者の負担が大きくなり、また施設間の競争が激しくなることにもつながるため、一定の制限を設けるか、削除すること。また、特定保育所以外でも、質の向上に係る上乗せ徴収については、市の同意を必要とすること。 ・また特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、日用品・文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用につき上乗せ徴収を可能とする規定に関して、当該経費は公定価格の保育材料費に含まれるべき費用であり、保護者負担とするべきでない。 	25件	<p>子ども・子育て支援法の附則第6条第4項において、「私立保育所に保育費用の支払いをした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする」とされています。</p> <p>保育料以外の実費徴収、上乗せ徴収については、現行と同様に認められるものとなります。その中には公定価格に含まれているものもありますが、公定価格で賄うことができないと判断される部分につき、施設に徴収することを認めるものです。額や徴収理由をあらかじめ開示して保護者に説明し、同意を得た上で行うと定められており、施設の判断によっては徴収しないことも可能です。また、実費徴収を行う場合、低所得世帯が教育・保育を受けることを妨げることのないよう、地域子ども・子育て支援事業におきまして、実費徴収に係る補足給付という制度設計がなされております。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、保護者が自ら判断し、自らの希望により施設を選択し、直接契約するものとされていますが、私立保育所に関してのみは、児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法附則第6条において、当分の間、現状と変わらず市が入所決定を行い、保育料を徴収するものとされているため、上乗せ徴収についても市の同意を必要としているものであります。</p>

(4) 奈良市支給認定（保育の必要性）に関する基準骨子（案）

項 目		意見の概要	件数	本市の考え方
保育の 必要量 (区分)	時間の 区分	・ 保育標準時間の利用の対象を短時間 就労に広げてほしい。	1 件	国の方針では、保育標準時間の就労時 間の下限を1週当たり30時間程度を基 本としています。奈良市もこの方針に従 って区分します。
	保育必 要量	・ 保育短時間利用枠の「就労時間の下 限」を1ヶ月において48時間以上64 時間以下の範囲にして欲しい。	22 件	奈良市では保護者の就労実態や事業 計画に基づく教育・保育給付提供体制の なかで、現行の96時間を「就労時間の 下限」とし、保育の量的確保及び現状の 待機児童数を勘案して、国が定める経過 期間（最大で10年間）のできる限り早 い段階で、子ども子育て支援法施行規則 第1項に示されている48時間から64時 間の範囲内での時間設定を目指してい きます。
優先利用		・ 障がいのある父母の必要性、同居祖 父母に対する柔軟な取扱いの明示 ・ 障がいのある父母の必要性、同居祖 父母に対する柔軟な取扱い、育児休業 期間中の入所継続の明示	2 件	保育の必要性の事由に保護者が疾病、 障がいを有していることは、明記されて います。奈良市はこのことを優先利用の 事由としても考慮していきます。 保護者本人の事由により判断します。 同居の親族については、心身の状況を併 せて考慮していきます。 奈良市では現行制度において、1年間 の育児休業期間は入所継続を認めてい ます。今後もこの制度を継承していきま す。
その他		・ 保育短時間の利用枠は送迎時間を含 めずに1日8時間と明記してほしい。	1 件	国の方針では、保育短時間の区分を原 則的な保育時間である1日当たり8時 間までの利用に対応するものとしてい ます。奈良市もこの方針に従って区分し ます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業期間中の入所継続と保育標準時間の区分対象にしてほしい。 	1 件	<p>奈良市では現行制度において、1年間の育児休業期間は入所継続を認めています。今後もこの制度を継承していきます。</p> <p>保育時間の区分については、国の運用通知を踏まえて事由ごとに検討していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業期間の入所継続を認めてほしい。 	17 件	<p>奈良市では現行制度において、1年間の育児休業期間は入所継続を認めています。今後もこの制度を継承していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業制度がない自営業者の保育所利用について、保育料を含め配慮をしてほしい。 	1 件	<p>このことにつきましては、子ども子育て支援新制度において広範囲に関連するご意見でしたので、優先利用の項目での回答はいたしかねますが、今後の制度運用について参考にさせていただきます。</p>

6 今後の手続

今回いただいたご意見及び奈良市子ども・子育て会議における審議の内容を踏まえ、「奈良市支給認定（保育の必要性）に関する基準骨子（案）」を除く3つの案件について、それぞれ条例案を策定し、9月議会における議決を経て条例を定めることとなります。